

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>0～12 (略)</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">輸出許可等事務の取扱区分</p> <p>外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>外為法第48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 輸出許可事務の取扱区分</p> <p>輸出の許可事務は、次の区分により行う。</p> <p>1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出</p> <p>別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出（包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）のI4(1)の一般包括輸出・役務（<u>使用に係るプログラム</u>）取引許可の範囲及び取扱要領のII4(1)の特別一般包括輸出・役務（<u>使用に係るプログラム</u>）取引許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別表1(5)又は(8)により一般包括輸出・役務（<u>使用に係るプログラム</u>）取引許可の効力を失うものとされる輸出及び取扱要領の別表3(7)又は(10)により特別一般包括輸出・役務（<u>使用に係るプログラム</u>）取引許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）</p> <p>1-2-2 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>0～12 (略)</p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">輸出許可等事務の取扱区分</p> <p>外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>外為法第48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 輸出許可事務の取扱区分</p> <p>輸出の許可事務は、次の区分により行う。</p> <p>1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出</p> <p>別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出（包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）のI2(3)①の特別一般包括輸出許可の範囲及び取扱要領のI3(3)①の一般包括輸出許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別表1(7)又は(10)により特別一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出及び取扱要領の別表3(5)又は(8)により一般包括輸出許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）</p> <p>1-2-2 (略)</p>

2～4（略）

別紙（略）

別表第2～別表第7（略）

2～4（略）

別紙（略）

別表第2～別表第7（略）